

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金 の申請受付が始まりました

申請期限：12月26日(金)まで

支給対象と思われる方には申請のご案内をお送りしています。詳しくは広報5月号をご覧ください。

※公務員の方は、子育て世帯臨時特例給付金の申請に下記の書類が必要になります。

- 1 子育て世帯臨時特例給付金申請書
- 2 児童手当(特例給付)受給状況証明書
- 3 申請者名義の通帳のコピー
- 4 申請者の本人確認書類(運転免許証のコピー)

1、2は勤務先から配付されます。詳しくは勤務先にお問い合わせください。

●申請・問い合わせ先

■臨時福祉給付金

長寿福祉課 TEL 72-3111(内線161・168)

■子育て世帯臨時特例給付金

子ども未来課 TEL 72-3111(内線225・229)

障がい者の虐待防止や早期発見にご協力を

私たちの周りでは、障がい者の尊厳を傷つける様々な虐待が発生しています。

虐待を早期に発見するためには、周囲の方からの通報が不可欠です。このため、障害者虐待防止法によって、虐待を受けていると思われる障がい者を発見した場合は、速やかに市町村に通報することが義務付けられています。

■障がい者虐待の例

- ・暴力や体罰などによる身体的虐待
- ・性的な行為を強要するなどの性的虐待
- ・脅し、侮辱、嫌がらせなどで精神的に苦痛を与える心理的虐待
- ・本人の同意なしに(またはだますなどして)財産や金銭を勝手に使ったり、本人の使用を理由なく制限するなどの経済的虐待
- ・食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしなかったり、必要な福祉サービス、医療、教育などを受けさせない(放棄・放任=ネグレクト)

長寿福祉課では、障がい者への虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けている本人からの届出を、電話や窓口で受け付けています。

地域や職場など身近な場所で障がい者に対する虐待を発見した場合は、速やかにご連絡をお願いします。

相談や通報、届出をした方の秘密は守られます。

●相談・通報先

長寿福祉課 福祉医療係(虐待防止センター)
TEL 72-3111(内線167)

九州電力からのお願い

カズラが伸びて高圧線に接触すると停電の原因になります。皆さんのお住まいの地域で、電柱にカズラが巻き上がっているのを見かけたら、最寄の九州電力へ連絡をお願いします。停電事故の未然防止にご協力をお願いします。

●問い合わせ先

九州電力(株)行橋営業所 設備建設グループ
TEL 0120-986-103(担当者 山下、高田)



ご存知ですか？ 児童扶養手当・特別児童扶養手当

◎児童扶養手当とは

父母の離婚・死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、ひとり親家庭などの生活の安定を図り、自立を促進する目的で手当を支給する制度です。

■支給要件

次のいずれかに該当する児童(18歳になった後の最初の3月31日までの間にある児童、障がい児については20歳未満)を養育している方に支給されます。

- ①父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が定められた程度の障がいの状態にある児童で公的年金の加算対象となっていない児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童

※定められた額以上の所得があるとき、児童が児童福祉施設などに入所したとき、公的年金を受けることができるときなどは手当が支給されません。

■手当の月額(平成26年4月～)

児童1人のとき 41,020円
児童2人以上の加算額 2人目 5,000円
3人目以降1人につき 3,000円

※受給者などの所得額に応じて一部支給停止になる場合があります。

■手当の支払

手当の支払月は4月・8月・12月で、それぞれの前月分までが支払われます。

■現況届について

手当を受けている方は、毎年8月中旬に「現況届」を提出する必要があります。この届は、前年の所得状況と8月1日現在の養育状況を確認するためのもので、提出がなければ8月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

◎特別児童扶養手当とは

精神または身体が、政令で定められた程度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している方に、福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

※定められた額以上の所得があるとき、障がいによる公的年金を受けることができるとき、児童福祉施設などに入所したときなどは手当が支給されません。

■手当の月額(平成26年4月～)

重度障害児(1級) 49,900円
中度障害児(2級) 33,230円

■手当の支払

手当の支払月は4月・8月・11月で、それぞれの前月分(11月については8月から11月分)までが支払われます。

■所得状況届について

手当を受けている方は、毎年8月11日から9月10日までに「所得状況届」を提出する必要があります。この届は、前年の所得状況と8月1日現在の養育状況を確認するためのもので、提出がなければ8月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

●問い合わせ先

子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線229)

～上毛町の未来をひらく新しい力を求めています～

上毛町職員募集

平成26年度職員採用試験を次のとおり行います。上毛町を愛し、町のために貢献したいという意欲のある方は、ぜひご応募ください。なお、受験資格・試験日程など、詳しい内容については総務課で配布しています「採用試験案内」をご確認ください。

■採用試験案内及び申込書配布場所 役場2階 総務課

■申込書受付期限 8月1日(金)から9月19日(金)まで 8:30～17:15まで(土・日・祝日は除く)

※郵送の場合は9月19日の消印のあるものまで受け付けます。

職務内容・受験方法などお気軽にお問い合わせください。

◎職種・採用予定者数・受験資格

職 種	採用予定者数	年齢要件・必要資格
一般行政	1名程度	平成2年4月2日以降に生まれた人 ※学歴は問いませんが、大学卒業程度の学力を要します

●申込書配布・問い合わせ先

総務課 総務係 TEL 72-3111(内線112)

町営住宅入居者を募集します

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。入居を希望される方は期限内に住民課にお申し込みください。

団 地 名	野間団地
募 集 戸 数	1戸
団 地 場 所	上毛町大字東下1440番地1
家 賃	所定の算出方式による
入居予定日	9月1日(月)

■入居者資格

(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)

1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
2. 収入月額が158,000円以下であること。
※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差し引き後の金額の12分の1です。
3. 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
4. 国税、地方税などを滞納していない者であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
(同居または同居しようとする親族も含む)

■入居者の決定方法 選考または抽選

■申込受付期間

8月1日(金)～15日(金)8:30～17:15(土、日を除く)

●申し込み・問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

豊前清掃社からのお知らせ

8月13日(水) 午前のみ営業
8月14日(木)～17日(日) 盆休み
8月18日(月)以降 平常どおり営業

※盆前に作業実施希望の電話・FAXによる受付は8日(金)までとさせていただきます。

●問い合わせ先 (株)豊前清掃社 TEL 83-2634 FAX 82-3749

◎試験の日程など

第1次試験日程 10月19日(日) 会場/上毛町役場		
試験区分	科 目	内 容
一般行政	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験
	適正検査	事務職員として適応性、正確さ、迅速さ等の作業能力の面、及び職場における対人関係の適応性を対人場面に関連する特性の面からみるもの

■第1次試験合格発表 11月上旬

第2次試験日程 11月30日(日) 会場/上毛町役場		
試験区分	科 目	内 容
一般行政	論文試験	テーマのとらえ方、文章表現力、文章構成力及び用字の正確さなどの能力についての筆記試験
	人物試験	人柄などについての個別面接
	受験資格等の調査	受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否などについての調査

■第2次試験合格発表 12月上旬

上毛町戦没者追悼式

先の大戦における本町出身の戦没者を追悼し、ご遺族の心情を慰めるとともに世界の恒久平和を祈念するため、平成26年度上毛町戦没者追悼式を実施します。

■日 時 8月15日(金)10:00から

■場 所 げんきの杜 多目的ホール

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線141)

平成26年度 県営住宅入居者募集

募集対象団地及び募集戸数など詳細については、募集案内書をご覧ください。

■募集案内書配布期間及び申込受付期間

10月1日(水)～9日(木) ※申し込み手数料は不要

■募集案内書配布場所

県内の各市役所及び町村役場など

●問い合わせ先 福岡県住宅供給公社県営住宅管理部管理課
TEL 092-781-8029

老人クラブ会員募集

上毛町老人クラブは高齢化社会が進む中で上毛町や、仲間同士との連携を図り、自らや家庭及び地域の幸せづくりに役立つ事を目的に活動している自主団体です。60歳以上であればどなたでも参加できます。

現在、上毛町には30の地域で単位老人クラブが存在し、それぞれが地域の大切な役割を担っています。第2の人生を充実させるために、老人クラブに加入し、スポーツや学習及び地域の奉仕活動に積極的に参加してみませんか。皆さんのご参加をお待ちしています。

●問い合わせ先 上毛町老人クラブ連合会

会 長 中原 剛 TEL 72-3287

事務局 上野 晴生 TEL 72-2765